



Tax & Legal Services Newsletter

タイ国南部の特別経済開発区域に関する租税措置

2017年4月28日、タイ国政府は2017年1月28日に遡って適用され、勅令 No. 628 に規定されるナラティワート、パッタニーおよびヤラーの3県の特別経済開発区域 (Special Economic Development Zone : SEZs) における税務恩典措置の適用要件を規定した歳入局長通達 No. 294を公布しました。主な税務恩典および適用要件は以下のとおりです。

- SEZ内に立地する法人で就労するために転居してきた従業員に対し、以下の条件を満たす場合に個人所得税率を3%に軽減する。
 - 専門職ではない場合：当該従業員は学士号もしくは職業訓練学位を有し、関連する国家技量基準テストに合格かつ少なくとも5年から8年の関連実務経験を有していること。
 - 専門職の場合：学士号を保有し、かつ少なくとも5年から8年の関連実務経験を有していること。

雇用主は初回の給与支払い前に、軽減税率が適用される従業員の氏名を管轄する歳入局に登録しなければなりません。

- SEZ外に立地する法人は、以下の支払について二重控除が認められる。
 - SEZ内に法人を設立するための投資、および
 - SEZ内の既存の法人に対する投資

当該二重控除の適用を受けるには、これらの投資が2016年9月27日から2020年12月31日までの間に行われ、かつ当該法人の株式が正当な理由なしに売却/譲渡されていないことが要件になります。

米の購入に係る源泉税

勅令 No. 328 が2017年5月1日に公布され、米の購入に係る源泉税率が0.75%から0.5%に軽減されました。当該新税率は2017年5月2日以降の取引に適用されています。

タイ国政府から受け取った資金に係る所得認識のルール

歳入局通達 No. Taw. Paw. 279/2560が2017年4月27日に公布され同日付で適用されていますが、当該通達は、タイ国政府との官民パートナーシップ協定で共同参画し当該協定に基づき政府から資金提供を受ける法人の所得認識のルールを規定しています。特に法人の課税所得金額の計算にあたっては、当該資金を協定の有効期間に亘って按分し課税所得金額に含めなければなりません。

印紙税の対象となる法人登録書類に係る印紙税の現金による納付

印紙税に関する歳入局長通達 No. 56が2017年4月17日に公布され、法人登録書類（委任状、基本定款および付属定款、パートナーシップ契約など）に係る印紙税は、登録申請日もしくはその前日までに現金で納付しなければならないと規定しています。当該書類が電子申請される場合には、印紙税担当オフィサーが当電子書類に“fully paid in cash per electronic receipt（電子領収証により現金にて全額納付済み）”のスタンプをおしたときに納付されたものとみなされます。

上記のルールは、電子的法人登録書類については2017年4月18日から適用されており、非電子的法人登録書類については2017年8月1日から適用されます。

インターネットを介した付加価値税（VAT）登録

VATに関する歳入局長通達 No. 214 が2017年4月27日に公布され、VATの電子登録の際に必要な書類等が以下のとおり規定されています。

- 個人の外国人サプライヤーの登録に際しては事業ライセンス
- タイ国内のエージェントを介して定期的にタイ国内で物品の販売やサービスの提供を行う非居住者サプライヤーについては、大使館もしくは領事館が証明した代理人選任届
- 外国法人が一時的にタイ国内で事業を行う場合には、外国人事業ライセンス、契約当事者や契約金額/期間の詳細を記した契約書
- 登録する事業施設がコンドミニアム内に在る場合には、コンドミニアムの資産管理者が証明した書類

当該通達は2017年5月1日から発効しています。

インターネットを介して法人所得税の申告を行った場合の監査済み財務諸表の提出要件

所得税に関する歳入局長通達 No. 297 が2017年5月26日に公布され、法人所得税の申告を電子的に行った法人に対して監査済み財務諸表の提出に代えて当該法人の本社での5年以上の保管を認めていた所得税に関する歳入局通達 No. 127が廃止されました。新しい通達は2016年2月25日以降に申告期限を迎えた法人所得税申告書から遡及適用され、現在、法人は監査済み財務諸表を法人所得税申告書と一緒に電子提出するか、もしくは歳入局事務所に監査済み財務諸表を提出しなければなりません。

科学技術の研究開発を促進するための租税措置

タイ国内閣は、官民共同プロジェクトに基づく一定のターゲット産業において生じた適格研究開発費の三重控除を連続する3会計期間に亘って認めるという勅令の草案を承認しました。当該三重控除を認める措置は、2017年1月1日以降に開始し2019年12月31日までに終了する会計期間に適用されます。

BEPSの包括的枠組みへの参画

タイ国内閣は、タイ国が Organization for Economic Cooperation and Development (OECD) の包括的枠組みに基づく Base Erosion and Profit Shifting Project (BEPS Project) に参加することを承認しました。BEPS Project は各国の租税収入に莫大な損失を引き起こす国際的な租税回避に対抗するため2013年にG20加盟国によって創設されました。BEPSの行動計画には、租税回避のために利益を人為的に移転させることを防止する措置、政府間協力の透明性向上と強化、そして条約締結国が個々に再交渉することなく租税条約を変更する多国間合意の導入が含まれています。当該包括的枠組みへの参加によりタイ国は、多国籍企業の経済活動、多国籍企業が活動を行う国々で稼得した所得/利益や納付した税額に関する情報が含まれる Country-by-Country Report の提出および交換を通じて参加国と情報を共有/交換し、多国籍企業の情報により精通することが可能となります。

(注) 本日本語訳は、在タイ日系企業様への情報提供を目的に便宜的に仮訳したものです。正式な内容については、以下に記載されており原文（タイ語）をご参照ください。

<http://www2.deloitte.com/th/en/pages/tax/articles/tax-newsletters.html>

日系企業サービスグループにつきまして

日系企業特有のニーズに対応するため設立された専門業務グループ、Japanese Services Group (JSG) は、35年以上の歴史と実績をもつ、トーマツを中核としたグローバルネットワークです。トーマツからの駐在員を含む日本語に堪能なバイリンガルのプロフェッショナル約850名を全世界の主要拠点に配置し、日本の文化や習慣を十分理解しながら、デロイトのグローバルネットワークが有する豊富な経験と専門知識を世界各地の日系企業に提供しています。現在、バンコク事務所には日本人8名が常駐しております。

バンコク事務所の日系企業サービスグループの連絡先は以下のとおりです。

惣田 一弘	中島 雄一郎	藍原 滋
日本国公認会計士	日本国公認会計士	
パートナー	マネージャー	ダイレクター
Tel: 02 - 034 - 0000	Ext. 13399	Ext. 11676
Ext. 40119		

Anthony Visate Loh

Business Tax & Indirect Tax, Legal Services

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40112
Email: aloh@deloitte.com

Darika Soponawat

Business Tax (Japanese Services Group) & Indirect Tax

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40115
Email: dsoponawat@deloitte.com

Dr. Kancharat Thaidamri

Transfer Pricing & Business Tax

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40118
Email: kthaidamri@deloitte.com

Korneeka Koonachoak

Business Tax (Business Model Optimization)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40122
Email: kcoonachoak@deloitte.com

Mark Kuratana

Global Employer Services

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40125
Email: mkuratana@deloitte.com

Stuart Simons

Transfer Pricing & Customs Services

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40135
Email: ssimons@deloitte.com

Wanna Suteerapornchai

Business Tax (M&A) & FSI

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40144
Email: wsuteerapornchai@deloitte.com

Tax & Legal Services Newsletter June 2017

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more about our global network of member firms

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk management, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. Deloitte serves four out of five Fortune Global 500® companies through a globally connected network of member firms in more than 150 countries and territories bringing world-class capabilities, insights, and high-quality service to address clients' most complex business challenges. To learn more about how Deloitte's approximately 225,000 professionals make an impact that matters, please connect with us on Facebook, LinkedIn, or Twitter.

About Deloitte Southeast Asia

Deloitte Southeast Asia Ltd – a member firm of Deloitte Touche Tohmatsu Limited comprising Deloitte practices operating in Brunei, Cambodia, Guam, Indonesia, Lao PDR, Malaysia, Myanmar, Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam – was established to deliver measurable value to the particular demands of increasingly intra-regional and fast growing companies and enterprises.

Comprising 270 partners and over 7,300 professionals in 25 office locations, the subsidiaries and affiliates of Deloitte Southeast Asia Ltd combine their technical expertise and deep industry knowledge to deliver consistent high quality services to companies in the region.

All services are provided through the individual country practices, their subsidiaries and affiliates which are separate and independent legal entities.

About Deloitte Thailand

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

© 2017 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.